

紙利用券でのマイタク利用方法



利用時間

午前7時～午後7時（土日祝も利用可能）

利用回数

年40回（利用期間：紙利用券到着日～3月31日まで）
片道につき2回まで（1日4回まで）利用可能

★妊娠婦の方は、母子手帳交付日から出産予定日の12か月後の月末までが利用期間

運行エリア

前橋市全域（乗車地または降車地が前橋市内であれば対象）

利用可能なタクシー

前橋市内のタクシー事業者9社、前橋市内の一部の介護タクシー

その他割引との併用

福祉タクシー券（初乗り運賃分割引）、障がい者割引、免許返納者割引と併用可能です。

※詳細については、福祉タクシー利用券は障害福祉課、障がい者割引・免許返納者割引はタクシー事業者へお問い合わせください。

年度更新の手続き

翌年4月以降も紙利用券の利用を希望する場合、年度更新の手続きが必要となります。（自動更新はされないため、手続きをしない場合は4月以降に紙利用券をご利用いただけませんのでご注意ください）

新たにマイナンバーカードを作成した場合

紙利用券の申請後にマイナンバーカードを作成した場合、残りの紙利用券は返却いただき、マイナンバーカードへマイタク登録手続きをお願いします。



※紛失した場合、再発行は出来かねますのでご注意ください。

※交付された利用券を第三者に譲渡又は売買することは禁止します。

ご利用方法



タクシー会社（市外局番は027です）

アサカタクシー 231-8181

ナガイタクシー 231-8123

日本中央タクシー 255-1112

新和タクシー 251-3111

東洋タクシー 050-3183-9048

敷島タクシー 231-1108

清水タクシー 243-4343

赤城タクシー 283-2305

県都第一 251-4784

介護タクシーはこちら



①乗車時

運転手に

★登録証を見せる

★利用券を渡す



【マイタクの割引について】

★登録者1人で乗車した場合

利用券1枚で運賃の半額

（1回利用につき最大1,000円）を補助

※2枚利用した場合は最大2,000円を補助

★登録者2人以上で相乗りをした場合

利用券1枚で最大500円×人数を補助

※2枚利用した場合は最大1,000円×人数を補助

利用上限は片道2枚（1日4枚）まで

②降車時

2回利用する場合
利用券もう1枚渡す

割引後の金額を
お支払い

